# 生活再建支援金の申請はお済みですか

問　福祉課　社会福祉係　☎２８２－１３４２

平成28年熊本地震により住宅に多大な被害を受けた世帯は、住宅の被害程度と再建方法に応じて支援金の支給が受けられます。基礎支援金につきましては、申請期限が近づいていますので、手続きが済んでいない場合は早めに申請してください。

■対象となる被災世帯

❶住宅が「全壊」した世帯❷住宅が「大規模半壊」した世帯❸住宅が「半壊」し、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※「大規模半壊」世帯においても、解体世帯は追加での支援金の申請ができます。

❹住宅の敷地に著しい被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

■必要書類

【基礎支援金の場合】・り災証明書・振込先の通帳の写し・解体証明書または閉鎖事項証明書（半壊・大規模半壊により解体した世帯のみ必要

【加算支援金の場合】・契約書などの写し
・振込先の通帳の写し

■支給額

⑴基礎支援金―住宅の被害程度に応じて支給されます

| 住宅の被害程度 | 全壊・解体（半壊・大規模半壊） | 大規模半壊 |
|---|---|---|
| 複数世帯 | 100万円 | 50万円 |
| 単数世帯 | 75万円 | 37.5万円 |

⑵加算支援金―住宅の再建方法に応じて支給されます

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸(公営住宅以外) |
|---|---|---|---|
| 複数世帯 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 単数世帯 | 150万円 | 75万円 | 37.5万円 |

■申請期限

**基礎支援金　平成30年５月13日㈰**

**加算支援金　平成31年５月13日㈪**

# 「すまいの再建」４つの支援事業の申請期限のお知らせ

問　①、②については福　祉　課　社会福祉係　☎２８２－１３４２
③、④については企画財政課　復興推進係　☎２８２－１２６３

住まいの再建を後押しするため「すまいの再建」４つの支援事業もご利用ください。また、申請期限もありますので、ご注意ください。

**①リバース・モーゲージ利子助成事業**
（60歳以上の人に向けた融資）

**②自宅再建利子助成事業**

**③民間賃貸住宅入居支援助成事業**

**④転居費用助成事業**

※申請は再建した住宅に入居した後にできます。
すでに再建済みの人も遡って申請可能です。

■申請期限

①と②の助成事業の場合―
平成29年10月29日までに再建し、住宅に入居済みの人
**➡平成30年５月１日㈫まで**

平成29年10月30日以降に再建し、住宅に入居した人
**➡再建した住宅に入居した日から起算して６ヵ月以内**
**（または平成32年２月29日のいずれか早い日まで）**

③と④の助成事業の場合―
平成29年11月５日までに再建した住宅に入居済みの人
**➡平成30年５月２日㈬まで**

平成29年11月６以降に再建した住宅に入居した人
**➡再建した住宅に入居した日の属する月の末日から６ヵ月以内**

# 就学援助（学用品費等の一部補助）を実施しています

問　学校教育課　学校教育係　☎２８２－１７００

本町では、お子さまが小・中学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。詳細については、各学校あるいは町教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

■対象者　生活が困窮している人および熊本地震により生活が困窮している人
※熊本地震により生活が困窮している人は、り災証明書（半壊以上、長期避難世帯も含む）が必要



# 平成28年度情報公開の実績公表

問　総務課　管理係　☎２８２－１１１１

■平成28年度の公文書の開示請求実績は次のとおりです。不服申立ては０件でした。

| 実施機関 | 請求件数 | 決定内容 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 存否拒否 | 取下げ |
| 町　長 | 11 | 3 | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 教育委員会 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議　会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■平成28年度の個人情報の開示請求実績は次のとおりです。個人情報の不服申立ては０件でした。

| 実施機関 | 請求件数 | 決定内容 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 存否拒否 | 取下げ |
| 町　長 | 9 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

# 高齢者用肺炎球菌予防接種のお知らせ

問　健康づくり支援課　健康推進係　☎２８２－１６０２

御船町は、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用助成を行っています。下記の方は今年度限りが対象となりますので、希望される人は早めの接種をお願いします。

■対象者

①平成29年度に次の年齢となる人

| 年齢 | 対象生年月日 |
|---|---|
| 65歳 | 昭和27年４月２日生～昭和28年４月１日生 |
| 70歳 | 昭和22年４月２日生～昭和23年４月１日生 |
| 75歳 | 昭和17年４月２日生～昭和18年４月１日生 |
| 80歳 | 昭和12年４月２日生～昭和13年４月１日生 |
| 85歳 | 昭和７年４月２日生～昭和８年４月１日生 |
| 90歳 | 昭和２年４月２日生～昭和３年４月１日生 |
| 95歳 | 大正11年４月２日生～大正12年４月１日生 |
| 100歳 | 大正６年４月２日生～大正７年４月１日生 |

②平成29年４月１日現在60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する人。
※過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことのある人は、対象外となります。

■接種費用

自己負担2,000円（6,240円を町が助成します）

■接種期間

平成30年３月31日㈰まで

■医療機関

下記の医療機関へ予約をして受診してください
・古閑外科整形外科医院
・榊田泌尿器科外科医院
・たかぞえ内科循環器内科クリニック
・泰泉堂牟田医院
・御船クリニック

※町外で接種を受けたい場合は、保健センターに事前に申請が必要です。